# 【史料１】正治二年四月　日東大寺重申状案　（京都大学所蔵東大寺文書）

＊水害対策の堤防工事。その負担をめぐる大井荘と国衙との対立。

東大寺

　重言上　大井庄堤役、猶欲被免除子細状、

右、件堤、匪啻国衙之大切、為庄家又為要枢之条、自昔

皆顕然也、在庁等之訴、雖非無其理、本自国事勅役、

一向被奉免大仏畢之間、至于此堤修固之一事、無

可被催促之理、仍往代皆免除、所経四百余年也、今度

若勤此役畢者、自余　院事・国役等、以之為例、連々

可被切懸之間、一庄衰滅其期在近歟、此庄若又失畢

者、権者化人所被始置之華厳・法華両大会、以何為用

途、可令勤行之哉、件両会者、是鎮護国家■■之御願、

其用途偏為当庄之勤、何依此最少之課役、不被顧其御

願之断絶哉、況乎洪水連々之間、堤之修固又連々、当庄

毎度雖不勤之、其防河■未闕、今度依何事之、在庁

強訴申哉、年来勤仕之足ニ其地不可失之故也、

就中、依無先例被免除畢之由、去月已被下　院宣之後、

不経幾程、猶可催勤之旨、被仰下之条、満寺之愁、衆徒之歎、只在此事、

仍僧綱・大法師等連署、謹言上如件、

　　　正治二年四月　日　　　　伝灯大法師位

　　　　　　　　　　　　　　　　　已上卅四人

　　　　　　　　　　　　　　已講

　　　　　　　　　　　　　　　伝灯大法師位

　　　　　　　　　　　　　　僧綱

　　　　　　　　　　　　　　　法橋上人位

　　　　　　　　　　　　　　　権律師法橋上人位

　　　　　　　　　　　　　　　法眼和尚位

　　　　　　　　　　　　　　　権大僧都法眼和尚位

　　　　　　　　　　　　　　別当

　　　　　　　　　　　　　　　法印大和尚位権大僧都

## 〔読み下し〕

東大寺、重ねて言上す。

　大井庄の堤役、なお免除せられんと欲するの子細の状、

右、件の堤、ただに国衙の大切なるのみならず、庄家として又要枢たるの条、昔より皆顕然なり。在庁等の訴へ、その理なきにしもあらずと雖も、本より国事・勅役、一向大仏に奉免せられ畢んぬるの間、この堤修固の一事に至りては、催促せられるべきの理なし。仍って往代皆免除し、四百余年をふるところなり。今度もしこの役を勤め畢んぬれば、自余の院事・国役等、これを以て例となし、連々に切り懸けらるべきの間、一庄の衰滅は、その期在近ならんか。この庄もし又失われ畢ぬれば、権者・化人始めて置かるるところの華厳・法華両大会、何を以て用途として、これを勤行せしむべきか。件の両会は、これ鎮護国家の御願、彼の用途は偏へに当庄の勤めたり。何ぞこの最少の課役によって、その御願の断絶を顧みられざらんや。況んや洪水連々の間、堤の修固また連々。当庄毎度これを勤めざるといえども、その防河いまだ欠かざるに、今度何事の違例不足によって、在庁強いて訴え申さんや。年来勤仕の足ニその地失うべからざるの故なり。就中、先例なきによって免除せられおわんぬの由、去月すでに院宣を下さるるの後、いく程をへず、なお催勤すべきの旨、仰せ下さるるの条、満寺の愁、衆徒の歎、ただこの事にあり。仍って僧綱・大法師等連署し、謹んで言上件のごとし。

　　　正治二年四月　日　　　　伝灯大法師位

　　　　　　　　　　　　　　　　　已上卅四人 （以下省略）

# 【史料２】建武四年二月日大井庄申状（東大寺旧蔵文書）

＊南北朝の内乱が荘園に及ぼした影響。交通の拠点であることの影響。

（端裏書）

「建武四三四到来、大井庄申状」

大井御荘荘家等謹言上

欲殊以撫民政道御計、被垂御哀憐、可蒙御免許由、預御成敗、成安堵思、去々年法華会料間事

右、於法華会々料者、年内仁究進仕、可預冥顕之御加護之由、雖進存、自去々年初冬、世上令動乱、市津全分不立之間、米穀等不及于沽却、用途依為難得、乍歎相待静謐期之処、弥随于日、両御方之軍勢等、日夜朝夕上路刻、令乱入于荘家、牛馬已下資財等、不知其数、至于米・大豆等者、悉令負運、雖及散々呵責依無可隠置所、無代仁被運之間、所詮可及餓死之上者、於向後者、令会向于一所、捨身命問答仕、可防申之由、令同心合力、連日依警固仕、雖停無窮之乱坊、於面々費者、凡不可勝計、其後守護・国司在国之間、可為静謐歟之由相存之処、或時者可出軍勢、或時者可兵粮米・馬物具等沙汰、不然者、称御敵召取其身、可焼払家々之旨、風聞之間、為遁当難、廻種々秘計、以様々方便令誘防、如形成安堵思、是併非顧私、専存公平故也、争不被垂御哀憐、宜足御𨗈迹哉、此等之次第、即欲申入之処、依塞路次、乍歎送数月畢、其後者令違期之間、于今雖不能言上、在荘御使見知之上、世以無其隠之前者、被入聞食、可有御優免歟之由、存申之処、色々御使数輩下向之間、愁歎無比類、大方近隣傍荘、皆以不及一往之御催促、縦雖有其沙汰、事之次第就歎申、被棄置條、諸荘薗習也、而限当御荘、於預御催促者、争土民等可成安堵思哉、枉以広大慈悲御哀憐、預御扶持者、成其勇、不過済期令備進者、還而可為公平基歟、仍不堪愁吟、粗恐恐言上如件、

## 〔読み下し〕

（端裏書）

「建武四三四到来、大井庄申状」

大井御荘荘家等謹んで言上す

殊に撫民政道の御計を以て、御哀憐を垂れられ、御免許を蒙るべきの由、御成敗に預かり、安堵の思をなさんと欲す。去々年法華会料間の事

右、法華会々料においては、年内に究進仕り、冥顕に御加護に預かるべきの由、進らせ存ずといえども、去々年初冬より、世上動乱せしめ、市津全分、立たざるの間、米穀等沽却におよばず、用途得がたきたるにより、歎きながら、静謐の期を相待つの処、弥日に随い、両御方の軍勢等、日夜朝夕上〔洛力〕路の刻、荘家に乱入せしめ、牛馬已下の資財等、その数を知らず、米・大豆等に至っては、悉く負い運ばしむ。散々の呵責に及ぶといえども、隠し置くべき所なきによって、無代に運ばるるの間、所詮餓死に及ぶべきの上は、向後においては、一所に会向せしめ、身命を捨て問答仕り、防ぎ申すべきの由、同心合力せしめ、連日警固仕るによって、無窮の乱妨を停むるといえども、面々の費においては、凡そ勝計すべからず。その後守護・国司在国の間、静謐たるべきかの由相存ずるの処、或る時は軍勢を出だすべし、或る時は兵粮米・馬・物具等の沙汰すべし、然らざれば、御敵と称してその身を召取り、家々を焼払うべきの旨、風聞の間、当難を遁れんがために、種々秘計を廻らし、様々方便をもって誘い防がしめ、形のごとく安堵の思をなす。これ併しながら非私を顧るにあらず、専ら公平を存するの故なり。争か御哀憐を垂れられざらん。よろしく御𨗈迹に足らんや。これ等の次第、即ち申入れんと欲するの処、路次塞ぐによって、歎きながら数月を送りおわんぬ。その後は違期せしむるの間、今に言上あたわずといえども、在荘の御使見知の上、世もってその隠れなきの前は、聞し食しいれられ、御優免あるべきかの由、存じ申すの処、色々の御使数輩下向の間、愁歎比類なし。大方近隣の傍荘、皆もって一往の御催促におよばす。縦いその沙汰ありといえども、事の次第歎き申すにつきて、棄て置かるるの條、諸荘薗の習なり。而るに当御荘に限りて、御催促に預かるにおいては、争でか土民等安堵の思をなすべけんや。枉げて広大慈悲の御哀憐をもって、御扶持に預かるれば、その勇をなし、済期を過ぎず備進せしむれば、還りて公平の基たるべきか。仍て愁吟に堪えず、粗恐恐言上件のごとし。

# 【史料３】建治二年十二月二十五日沙弥実円借書（東南院文書、大日本古文書東大寺文書３冊７９３号）

＊訴訟費用を用意するために借銭。

（端裏書）

「大井庄事、起請文」

大井のの下司しきの事、のほかにの、に、今年　を申して、をする、といひ、といひ、のをかりうけて、をしをハりぬ、しかるにのをいたさすハ、大井のの等、一ニする、状をいたすところ也、もしのほかにらんとき、このをわすれて、このをせすして、しかもをとしてをいたす物ならハ、天神、の、実円か身中ニまかり候へく候、

　　　　　　建治二年十二月廿五日　沙弥実円（花押）

# （参考）大井荘下司職相論系図（東南院文書、大日本古文書東大寺文書２冊５５７号）

